

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を愛知県豊橋市今橋町1番地豊橋市役所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）

第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び地域公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、さらに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 総合的な地域公共交通施策の推進に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の組織)

第5条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 豊橋市長が指名する者
- (2) 関係する公共交通事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 道路管理者又はその指名する者
- (4) 愛知県豊橋警察署長又はその指名する者
- (5) 市民又は地域公共交通の利用者の代表
- (6) 学識経験者その他協議会の運営上必要と認められる者

3 自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、前項の委員に加えて、豊橋市長の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行っている道路運送法施行規則（昭和26年

運輸省令第75号)第49条に規定する特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者その他協議において必要と認められる者を協議会の委員とする。

(届出)

第6条 委員は、その氏名及び住所(委員が所属する団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

(役員の定数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

- 2 協議会の会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長及び監事は、第5条の委員から会長が指名する。
- 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを会議に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、会議を招集すること。

(委員及び役員の任期)

第9条 委員(第5条第3項の委員を除く。)及び役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された委員及び役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その会議の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(会議の開催等)

第12条 会議は、会長が議長となる。

2 会議は、毎年1回以上開催する。

3 会議は、次に掲げる場合にも開催する。

(1) 委員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(会議の招集)

第13条 前条第3項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に会議を招集しなければならない。

2 会議の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子記録により委員に通知しなければならない。

(会議の議決方法等)

第14条 会議は、招集した委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員は、会議において、各1個の議決権を有する。

3 会議においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 会議の議事は、第16条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、緊急その他やむを得ない事由があると認めた場合は、書面又は電子記録による意思表示をもって会議の決議があったものとみなす。この場合において、第1項及び第4項の規定を準用する。

(会議の権能)

第15条 会議は、この規約において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

- (4) 第4条各号に関する事。
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、会議において、出席者の議決権の4分の3以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 委員の除名
- (4) 役員の解任

(代理人による表決)

第17条 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、委任状(様式第1号)を協議会に提出しなければならない。

3 第14条第1項及び第4項並びに第16条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、会議に出席したものとみなす。

(協議結果の尊重義務)

第18条 会議で協議が整った事項については、会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(協議が調った事項に関する軽微な変更)

第19条 協議会は、次に掲げる変更に係る協議については、書面による協議を行うことができる。

- (1) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線の変更
- (2) 運賃に変更のない停留所の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が軽微と認める変更

(議事録)

第20条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次に掲げる事項を記載する。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 委員の現在数、当該会議に出席した委員数、第17条第3項により当該会議に出席したと見なされた者の数及び当該会議に出席した委員の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

- 3 議事録は、議長及び当該会議に出席した委員のうちから会長が指名した議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(意見の聴取)

第21条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第22条 協議会は、第4条各号に定める事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第23条 協議会は、第4条各号に定める事項その他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第24条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、豊橋市都市計画部都市交通課内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、豊橋市都市交通課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、豊橋市都市計画部都市交通課職員をもって充てる。
- 4 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

(業務の執行)

第25条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、別に定める規程による。

(書類及び帳簿の備付け)

第26条 協議会は、第2条の事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

(事業年度)

第27条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第28条 協議会の資金は、次に掲げるものとする。

- (1) 委員が所属する団体からの負担金
- (2) 国からの補助金
- (3) その他の収入

(収支予算)

第29条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に会議の議決を得なければならない。

2 委員が所属する団体が直接行う地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関して、この団体の支出及びこれに伴う収入については、これを協議会の収支とみなす。

(監査等)

第30条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、会議の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
 - (3) 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を会議に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項に掲げる書類及び前項の監査報告書について、会議の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第31条 会長は、次に掲げる書類を、豊橋市長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録
- (3) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

(協議会が解散した場合の措置)

第32条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第33条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は会長が別に定め

る。

(運賃料金部会)

第34条 協議会は旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議するため、運賃料金部会をおく。

2 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 地域における需要に応じた住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項

(2) その他運賃料金部会が必要と認める事項

3 運賃料金部会の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 豊橋市長が指名する者

(2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者

(3) 中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者

(4) 市民又は地域公共交通の利用者の代表

4 運賃料金部会に部会長をおき、豊橋市都市計画部長をもって充てる。

5 部会長は、運賃料金部会を代表し、部会務を総括する。

6 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

7 運賃料金部会を開催する必要があるときは、部会長は、部会の開催の7日前までに、部会の日時、場所、目的及び協議事項を記載した書面又は電子記録により関係する部会委員に通知しなければならない。

8 運賃料金部会は、招集した部会委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

9 運賃料金部会において、部会委員は各1個の議決権を有するものとし、協議事項については、議決権の3分の2以上の多数により決する。

10 やむを得ない理由により運賃料金部会に出席できない部会委員は、委任状（様式第2号）を運賃料金部会に提出することにより、代理人をもって運賃料金部会に出席し、議決権を行使することができる。

11 部会長は、緊急その他やむを得ない事由があると認めた場合は、書面又は電子記録による意思表示をもって運賃料金部会の決議があったものとみなす。この場合において、第8項及び第9項の規定を準用する。

12 運賃料金部会は原則として公開とする。

13 部会長は運賃料金部会での協議結果を、速やかに協議会の会長に報告するものとする。

14 前項までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成20年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 協議会の設立初年度の委員及び役員の任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

3 協議会の設立初年度の事業年度については、第27条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成20年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成21年3月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際、現に計画期間中である地域公共交通総合連携計画の計画期間が満了するまでの期間は、第3条の規定中「行うため」とあるのは、「行うため並びに地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うため」と読み替え、第4条及び第29条の規定中「形成計画」とあるのは、「形成計画及び地域公共交通総合連携計画」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、平成31年2月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年1月26日から施行する。